

議案参考資料

[令和8年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係(担当)]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第66号 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「内閣府令」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

概要

1 満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う設備運営基準の整理

満3歳以上限定小規模保育事業(3歳児から5歳児までのみを対象とする小規模保育事業)が創設されたことに伴い、同事業について設備及び運営に関する基準を定めるとともに、その他の規定の整理を行います。

(施行期日：公布の日)

2 小規模保育事業所等における理学療法士等の活用に係る規定の整理

小規模保育事業所等における保育士等の配置基準について、理学療法士等を保育士とみなすことができることとするため、規定の整理を行います。

(施行期日：公布の日)

3 児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加

児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に乳幼児を適切に保護するため、乳幼児と接する業務の従事者の特定の性犯罪前科の有無の確認その他の必要な措置を講じなければならないこととする規定を新たに追加します。

(施行期日：令和8年12月25日)

背景・経過

国家戦略特別区域に限って認められていた、3歳児から5歳児までのみを対象とした小規模保育事業について、区域に限られずに実施を可能とするため、児童福祉法等の一部が改正され、同事業が全国展開されることとなりました。

次に、保育所の職員について、従来から看護師等を1人に限り保育士とみなすことができましたが、理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことが可能となり、小規模保育事業所及び事業所内保育事業並びに認定こども園についても同様の扱いとなりました。

そして、児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身

に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)が制定され、令和8年12月25日に施行されます。

これらの内容に伴い、内閣府令についても改正されました。